

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

金融事業者の名称		トータルサービスプランナーズネット株式会社		
■取組方針掲載ページのURL		https://www.tspnetinc.co.jp/fd.html		
■取組状況掲載ページのURL		https://www.tspnetinc.co.jp/fd.html		
	原則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則2	【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して「誠実・公平」な取扱い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。	実施	宣言1:「お客さまを思いやる」を常に持って行動します」	宣言1の項番①、項番②、項番③
	(注) 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることに努め、自らの安定的な顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。	実施	宣言1:「お客さまを思いやる」を常に持って行動します」	末尾掲載の「金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社FD宣言における対応関係および取組状況についての原則2
原則3	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について定期的に評価し、利益相反の発生リスクを低減し、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。	実施	宣言2:「お客さまに安全・安心・安定をお届けするという私たちの『使命』を果たします」	当社宣言2の項番②
	(注) 金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。 ・ 販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等を行う場合 ・ 販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受ける商品やサービスを推奨する場合 ・ 同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合	実施	宣言2:「お客さまに安全・安心・安定をお届けするという私たちの『使命』を果たします」	末尾掲載の「金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社FD宣言における対応関係および取組状況についての原則3
原則4	【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に課するものかを、顧客が理解できるように情報提供すべきである。	実施	宣言1:「お客さまを思いやる」を常に持って行動します」 宣言2:「お客さまに安全・安心・安定をお届けするという私たちの『使命』を果たします」	宣言1の項番②、宣言2の項番①、②、末尾掲載の「金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社FD宣言における対応関係および取組状況についての原則4
	【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすい提供すべきである。	実施	宣言1:「お客さまを思いやる」を常に持って行動します」 宣言2:「お客さまに安全・安心・安定をお届けするという私たちの『使命』を果たします」	宣言1の項番②、宣言2の項番①、②
原則5	(注1) 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品、サービスの運営状況(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む) ・ 顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客と利益相反の可能性がある場合には、その具体的な内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響	実施	宣言2:「お客さまに安全・安心・安定をお届けするという私たちの『使命』を果たします」	宣言2の項番① 末尾掲載の「金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社FD宣言における対応関係および取組状況についての原則5
	(注2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入する場合は比較可能な商品として、また、パッケージ化する場合においても、パッケージ化した場合と個別の商品が比較できるような商品となるように、それぞれの重要な情報について提供すべきである(注1)～(注3)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。	非該当	末尾の「金融庁…関連性について」: 原則5	末尾掲載の「金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社FD宣言における対応関係および取組状況についての原則5の最後で非該当事由を説明
	(注3) 金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、理解を促すことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。	実施	宣言1:「お客さまを思いやる」を常に持って行動します」 宣言2:「お客さまに安全・安心・安定をお届けするという私たちの『使命』を果たします」	宣言1の項番②、宣言2の項番① 末尾掲載の「金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社FD宣言における対応関係および取組状況についての原則5
	(注4) 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純かつ分かりやすい商品の販売・推奨を行う場合には、その内容を情報提供とす一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同様の商品の内容と比較して、顧客がよりよく理解できるように資料を用い、かつ、リスク/リターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすい丁寧な情報提供をなされるべきである。	実施	宣言1:「お客さまを思いやる」を常に持って行動します」 宣言2:「お客さまに安全・安心・安定をお届けするという私たちの『使命』を果たします」	宣言1の項番②、宣言2の項番①、② 末尾掲載の「金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社FD宣言における対応関係および取組状況についての原則5
	(注5) 金融事業者は、顧客に対して提供を要する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	実施	宣言2:「お客さまに安全・安心・安定をお届けするという私たちの『使命』を果たします」	宣言2の項番① 末尾掲載の「金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社FD宣言における対応関係および取組状況についての原則5
	【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的、ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。	実施	宣言1:「お客さまを思いやる」を常に持って行動します」 宣言2:「お客さまに安全・安心・安定をお届けするという私たちの『使命』を果たします」 宣言3:「お客さまへの使命を果たすため、私たち自身が『成長しつていきます』	宣言1の項番②、宣言2の項番②、③、宣言3の項番②
原則6	(注1) 金融事業者は、金融商品、サービスの販売・推奨等に際し、以下の点に留意すべきである。 ・ 顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえ、自らの資産状況や資産と投資資金の適切な活用を促し、そのに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと ・ 具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや他商品・サービスの内容(手数料を含む)と比較しながら行うこと ・ 金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、積極的なフォローアップを適切に行うこと	実施	宣言1:「お客さまを思いやる」を常に持って行動します」 宣言2:「お客さまに安全・安心・安定をお届けするという私たちの『使命』を果たします」	宣言1の項番②、宣言2の項番②、③ 末尾掲載の「金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社FD宣言における対応関係および取組状況についての原則6
	(注2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	非該当	末尾の「金融庁…関連性について」: 原則6	末尾掲載の「金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社FD宣言における対応関係および取組状況についての原則6の最後で非該当事由を説明
	(注3) 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえ、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の組成に携わる金融事業者が提供されるべき販売・推奨がなされるよう留意すべきである。	非該当	末尾の「金融庁…関連性について」: 原則6	末尾掲載の「金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社FD宣言における対応関係および取組状況についての原則6の最後で非該当事由を説明
	(注4) 金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引経験を有しない顧客の顧客グループに対しては、商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。	実施	宣言1:「お客さまを思いやる」を常に持って行動します」 宣言2:「お客さまに安全・安心・安定をお届けするという私たちの『使命』を果たします」	宣言1の項番②、宣言2の項番② 末尾掲載の「金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社FD宣言における対応関係および取組状況についての原則6
	(注5) 金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組みに係る理解を深めよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	実施	宣言2:「お客さまに安全・安心・安定をお届けするという私たちの『使命』を果たします」 宣言3:「お客さまへの使命を果たすため、私たち自身が『成長しつていきます』	宣言2の項番②、宣言3の項番② 末尾掲載の「金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社FD宣言における対応関係および取組状況についての原則6
	【従業員に対する適切な監督づけの仕組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公平な取扱い、利益相反の適切な管理を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な監督づけの仕組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	実施	宣言3:「お客さまへの使命を果たすため、私たち自身が『成長しつていきます』	宣言3の項番①、項番②
原則7	(注) 金融事業者は、各原則(これらに付随している注を含む)に関して実施する内容が既述の通り代わりに関し、代わりに関し、これらに携わる従業員に通知するときに、当該従業員の業務を支援・検証する体制を整備すべきである。	実施	宣言3:「お客さまへの使命を果たすため、私たち自身が『成長しつていきます』	宣言3の項番①、項番② 末尾掲載の「金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社FD宣言における対応関係および取組状況についての原則7
【照会先】				
部署		トータルサービスプランナーズネット株式会社 本社・募集品買本部		
連絡先		TEL: 03-5414-6705 e-Mail: sota@tspnetinc.co.jp		